


上田 東（ちりめん街道を守り育てる会）

視 点 (どこから)	京都府与謝郡加悦町字加悦 から見る
対 象 (何を、どこを)	歴史・文化 ちりめん街道の景観 について
提案・意見の要旨 <p>ちりめん街道はかつて「京住環」や「網野街道」と呼ばれた中世以来、絹織産地として栄え、280年余前ちりめん技術が入り、以来江戸初期から明治・大正・昭和の初期にかけて、ちりめん産業と物流拠点として繁栄を続けた名残が今でも感じられる地区で、約800mの間に101軒の家屋がある。</p> <p>そのうち約66軒が戦前の建物で、京都府指定文化財の「旧加悦町役場」「旧尾藤家住宅」等、歴史的文化的価値が高い建物が今でも多く残されている。</p> <p>ちりめん街道は今年10月末に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される予定で、選定を受けると今後徐々に整備されるだろう。電柱や看板等が点在し街並みを眺望するには少々違和感がある。</p> <p>しかし、現在ここには多種多様の業種の人々が生活しています。ちりめん産業の衰退によりこの街道筋から機音の数が徐々に少なくなっている。</p> <p>整備はハードの面だけでなく、ソフトの面すなわち歴史、文化、人々の生活、織物産業の永続までも考えながら行わなければ効果がない。</p> <p>景観まちづくりは地域一体となつての取り組みが必要である。それには国はもちろん京都府にも加悦町にも今まで以上に力を入れて頂くと同時に、アドバイスを頂きますようお願いいたします。</p> <div data-bbox="193 1435 1334 1832"></div>	

視 点 (どこから)	京丹後市久美浜町久美浜一区 から見る
対 象 (何を、どこを)	久美浜一区の町並みの景観 について
提案・意見の要旨 <p>久美浜町（久美浜一区）における街なみ環境整備事業の経過を報告し、「景観まちづくり」の提案とします。</p> <p>久美浜町（現在、京丹後市）では、平成16年度から当町の中心市街地である久美浜一区において、本事業を実施し、街なみ景観によるまちづくりを推進しています。</p> <p>久美浜一区は、商店街に古い店舗や住宅が密集し、また公園、歩道等の生活空間が未整備であるなど、地域課題が山積する地域でした。しかし、幸か不幸か、今日まで開発から取り残されたことにより、昔ながらの街なみが残り、質素ながら落ち着いた風情を醸し出している地域です。</p> <p>平成13年、町では、この商店街の一角に残る「稲葉家建物」の復元・活用計画を契機に本地区の住環境整備と地域活性化を同時に進めようとする、まちづくり構想を立案し地元にて提案しました。この構想は、江戸末期から明治初期における久美浜繁栄の歴史と文化を地域資源に、街なみ景観に関する住民協定を締結し、住民総ぐるみでまちづくりを進めようとするものです。しかし、当町では、従来から「景観」といえば、白砂青松の久美の浜海岸、かぶと山から見下ろす日本海の眺望等、いわゆる「風光明媚」で称される自然の風景を指すことが一般的な認識であり、古い民家が密集する商店街や住宅地の街なみを「景観」という資源的な概念で評価することには、行政も住民も少なからず抵抗がありました。</p> <p>地元の受け皿として組織された「久美浜一区まちづくり協議会」では、この構想に対して、連日連夜精力的な話し合いがもたれ、住民協定の締結に向けた取り組みが進められましたが、商店街の衰退、高齢化が深刻化する地域では、何ら担保されない行政からの提案に不信を抱き、本来自由な建築行為に住民自ら制限を加えることに相当の反発があったことは言うまでもありません。</p> <p>しかしながら、当時、久美浜町を含む丹後6町の市町村合併の動きが加速したことにより、これまで町の中心地であった地域が周辺地として歩むことになる不安感から、地域の危機感が一気に高まり、渋々ではありましたが、協議会役員の説得に応じて78%の協定同意を集めるに至り、平成15年久美浜一区は町条例による住民協定景観形成地区の指定を受けました。</p> <p>このようにして、久美浜一区では街なみ環境整備事業の実施に至り、道路の美化や公園整備など住環境整備とあわせて、修景補助による住宅等の景観整備が進め</p>	

られることになり、10年後にはかつての「久美浜懸」をモチーフにした街なみが誕生する予定となっています。

しかし、協議会役員が、検討期間中に多くの先進地を視察する中で抱いた共通の思いは、「人を引き付ける景観とは、統一的な建造物の美観だけではなく、その空間に地域住民の暮らしや仕事など生活文化の香りが漂うものでなければならない。」というものでありました。これが今日の久美浜一区まちづくり協議会の基本理念であり、また克服すべき課題となっています。

現在、久美浜一区では協議会が中心となって、歴史学習会やワークショップが重ねられるとともに、季節折々に「雛祭」「鯉のぼり・武者人形祭」「七夕祭」など住民が自主的に参加し、地域全体で楽しむ取り組みが始まっています。かつては、商店街や地域の現状を嘆き、ぼやきや諦めが聞こえることの多かった地域に、玄関や店先に手作りの雛人形が並び、また笹飾りが通りを飾るようになっただけで、お互いが創り出している空間に関心が高まり、新たな秩序と連帯感が芽吹いています。行政が示した構想や計画には全く無関心であり、景観条例には締めつけ感しか感じられなかった地域に、このような取り組みで少しずつ変化が見受けられるようになっていきます。

「優れた景観」は、条例や協定の規制だけで実現されるものではなく、地域住民総参加による協同作品としてできあがるものと考えます。そのためには、コミュニティの構築が不可欠であり、色や形、素材をどうするのかという議論だけではなく、生活空間として、歴史や文化を学び、暮らしや産業を考えるとすることが必要であり、「安心できる空間」であることが最も重要であると考えます。



櫻田 正博（会社員）

視 点 (どこから)	京田辺市一休寺 から見る
対 象 (何を、どこを)	門前まちなみの景観 について
提案・意見の要旨	
<p>一休寺は、とんちで有名な一休和尚が晩年を過ごされたお寺（正式名称は酬恩庵です。）で、京田辺市でも観光名所となっているところです。本堂が重要文化財に指定されているものの、市街化区域内にある周辺では風致地区などの景観を守る法的な用途制限は行われていません。この辺りは主に第1種住居地域で、建蔽率が60%、容積率は200%と場合によっては3階建ての建物も可能な比較的自由度の高い地域です。本堂の庭園からは比叡山をはじめとする京都盆地の山々が借景として望めるのですが、周囲では旧くからたたずむ農家住宅の傍ら、様々な形状や色彩の新しい戸建て住宅がちらほらと建ち、ご住職も大変懸念されていました。</p> <p>このような状況の中、一休寺門前に隣接した場所では約0.9haにわたり田畑と山林、宅地が混在していました。接道部分は一箇所しか無い袋地です。しかも地権者は高齢化しており、代替わりすれば、相続税の納税や断片的な利用などこまぎれ的な利用・処分が行われる可能性があり、一休寺の庭園から望む借景の妨げができるのではないかと、乱開発によるスプロール化が将来的に懸念される場所でもありました。</p> <p>そこで、農住組合制度による土地区画整理事業で、自分たちの手でまちなみを築き将来に残そうということになりました。地権者としては一休寺住職も参加され、換地処分後に寺の土地として緑地帯を提供していただくなど、それがまちづくりの特色を出すことにもなりました。</p> <p>この取組みについては、行政やJAグループの支援を気軽に受けられたことで、早期着手につながっています。</p> <p>土地区画整理事業だと通常は保留地の売却を第一に、土地の区画形状までしか計画を立てません。しかし、まちなみ形成については当然そこに建つ建物や外構の形状までを考える必要があったため、土地区画整理事業の事業計画を立てた段階でどのような家を建てるのかということまでを明確にしておきました。そして、建築協定で和風住宅、生垣の設置を盛り込み、緑地協定による良好なまちなみの統一基準を設けて、一休寺門前の雰囲気大切にできるように将来の保全を図ったのでした。</p> <p>取組みの詳細につきましてはこちらのホームページでも紹介されています。</p> <p>「やってよかった農住組合」 http://tochi.ml.it.go.jp/tosinouti-katuyou/noujuu/jisseki-yokatta4.htm</p> <p>以下この取組みを通じての意見です。</p> <p>・重要文化財があるので地区計画や風致地区を設定した方がいいのではないでしょ</p>	

うか。

- ・グレードアップのためのインターロッキングについて市役所と事前協議を重ねましたが、車が通るとボコボコになってしまうという管理上の問題があるため断念しました。一部分のみカラー舗装していますが、管理問題がグレードアップの障壁になっていました。
- ・電柱地中化も試みましたが、事業を少しでも早く進めようとしていた中、関電やNTTなど関係各機関で構成される電柱地中化委員会で検討するのに1年はかかるとのことで断念しました。電柱を茶色に塗るのに留めています。せっかくのまちなみが残念です。短期間で地中化できないもののでしょうか。
- ・行政との事前協議や近隣との意見調整など様々な関係者への対応が難しく、事前協議には時間が掛かりました。
- ・宅地化農地を緑地として活用し易くできるような優遇制度（生産緑地のような縛り付けのきついものでなく）があれば、もっと緑豊かなまちなみが作りやすいのではないのでしょうか。

他の市街化農地を主体とした土地区画整理事業を通じて

- ・税務面の優遇がもう少し欲しいところです。（固定資産税減免の期限切れ。個人施行の組合の法人税納税）資産の買い替えとして認められる条件も厳しいです。
- ・生産緑地と納税猶予がセットになっていて、納税猶予がかかっていると市民農園ができません。市民農園はニーズもあり、コミュニティ形成などにも有効だと思います。
- ・農地所有者が具体的まちづくりの取組みにまで気軽に相談し支援してくれるところが少なく、市街化農地はほったらかしになりがち。補助金も減っており、行政側でも積極的な支援ができないものなのでしょうか。



視 点 (どこから)	
対 象 (何を、どこを)	中宇治（平等院の背景地周辺）の景観の保全と創生
<p>提案・意見の要旨</p> <p>1 都市マス有志の会</p> <p>正式には、会の名称を「都市計画マスタープランWS参加者有志の会」とし、略称として「都市マス有志の会」を常用しています。</p> <p>宇治市では、平成14～15年度の2カ年にわたって、概ね20年後の都市計画の将来像を示す目的で、マスタープランの作成検討作業が進められました。</p> <p>その間、宇治市を7地域に分割、地域別にワークショップが16回・都市計画審議会が6回開かれました。約70名の市民が参加し、意見や提言を出し合い、平成16年3月に宇治市都市計画マスタープランとしてまとめられました。</p> <p>しかし、現状は日々変化し、20年は待っておれません、歴史ある宇治の景観と環境を保持し、将来に向かって創生していくために、ワークショップ参加者を主体に有志により、平成16年7月より活動を開始しました。</p> <p>2 宇治(中宇治)の景観が抱えている現状</p> <p>この地域は、世界遺産を含む歴史的建造物群と宇治川を中心とする自然景観に恵まれた、美しい地域です。周辺は、閑静な住宅地と歴史的な商店街で形成されています。このような、歴史と文化が多様に重なりあった景観を「シンボル景観」として守り継承していく必要のある地域と考えています。</p> <p>しかし、この景観を損なう事例がみられます。</p> <p>例えば、世界遺産平等院の庭からは15階建て高層マンションが2棟突出して見え、景観を阻害しています。ほかにも、周辺住宅で全100戸延長100m高さ20mからなる大規模マンションが現在建設工事中で、景観論争のみならず、周辺の生活環境の悪化についても、問</p>	

題が提起されています。建物の分節など長さ方向に関する基準がなく、法律的に大きな「かべ」になっています。敷地の形状によっては、建蔽率や容積率では、規制できず、高さを押えると横に伸びた事例です。来年、正月明けには建物も大きな「かべ」様の物体としてその全容が見えてきます。

宇治川も宇治橋上流部にあつて、天ヶ瀬ダム再開発・1500ton放流計画(現在最大900ton放流)によって自然景観、歴史的景観が破壊され、京都府のレッドデータブックにもある宇治川の名石「亀石」が干上がる計画や絶滅危惧種の「ナカセコカワニナ」の生息地の破壊計画があり、どのようにして保全修復し、後世にいかに関承するかが問われています。去る10月3日月曜日には国交省の管轄する河川環境管理財団の「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」の初会合が開かれたところです。

地域では、「防災を考える市民の会」や「宇治世界遺産を守る会」の方々が数年来淀川水系流域委員会等に出席、活発な意見の交換をされています。

商店街の通りにあつても、他都市の既存商店街と同様に、郊外型大型店舗の出現や後継者問題で、廃業店舗が増え、青空駐車場・シッターの閉まった空き店舗が見え始めています。古くは京都から奈良に至る主用な街道であり、現在も幾軒かの茶問屋があり、そのたまたまいに歴史的な景観を残している商店街ですが、衰退の影はつよく、地域密着型をめざしている商店街が、現在京都府で手がけられている宇治橋通り整備計画を出発点として、振興・活性化の糸口を見出せればと思っています。

3 「まちづくり」から見た現況 - - 法整備の矛盾

この地域は、都市計画法で概ねJR南側に商業・近隣商業・第一種住居地区とJR北側(ユニチカ工場側)の準工業・工業地区からなっています。商業地区にあつては高度制限ナシ、他の地区にあつても、最高高さ20mの第3・4種の高度地区に指定されています。一部には、風致地区・特別風致地区の網がかけられ、平等院より概ね西50m区域が、高さ10m・70mの区域が15mに制限されていますが、平等院の背景を保全するには、平等院周辺150~500m範囲を最高高さ15mに規制する必要があります。

又、宇治市には、世界遺産周辺一帯のシンボル景観を保全継承するために、「宇治

市都市景観形成基本計画」と「宇治市都市景観条例」が高層マンションの建設後整備されましたが「景観形成地区」の指定の申し出もなく、当然指定を申し出るよう行政よりの指導とか働き掛けもなく有名無実で、景観条例による大規模建築物誘導基準も建築物にあっては基準高さ20mで、19.95mとか少し下回れば対象外、景観・意匠については、強い行政指導もないのが現状です。

別途、中高層建築物の建築に関する指導要綱があり、行政指導の基準となっていて、基準高さ10mとあり一般の住宅以外の建物の多くが対象となりますが、日影・電波障害等に重きをおき、景観・意匠については、特に指導の対象とされていないようで、大規模建築物誘導基準の規制の対象となる高さ等を、整合させることにより景観・意匠についての現行法令下でも、総合的な行政指導が可能とおもわれます。

4 都市マス有志の会他の活動

平成16年7月より大規模マンションの建設に関し、数次にわたって宇治市・景観審議会等へ要望書・意見書を提出、又景観審議会での意見交換などを行ってきました。

一方地域住民・町内会で組織された連絡協議会を支援し、業者を含め景観・意匠から細部の生活形態(管理基準・管理方法・維持管理)に至るまで協議し一定の成果を得ました。

しかし、全体のボリューム・規模については業者の利潤追求の前に屈し、現行法令下での景観行政・指導にも限界を感じました。また景観法等の新法での景観地区の指定などの対応には、まだまだ時間が必要であるとの認識から、今後、周辺の空地等に大規模な住環境を害するような建物の建設を早急に抑止し景観の破壊と住環境の保全のために、現行法による対応を検討しました。

平成16年11月に、高さ制限の見直しを議題に都市計画審議会の開催を「都市マス有志の会」はじめ地元協議会・宇治世界遺産を守る会などが要望しました。

宇治市しにあっては、平成17年3月高さ制限の見直しに関する意識調査を実施、都市計画審議会は専門部会を設置、年内を目途に現在審議検討中です。

審議の結果はまだですが、市側の対応は、平等院からの背景のみに注目しているようで平等院から離れた地域にあっては、住居地域にあっても最高高さ20mを残す案もあるようで

すが、地域住民にとって、平等院の背景要素のみによって検討されることに疑問があり、意識調査結果にも最高高さ15mの意見が多いようです。

住環境の保全の面からも、古くからの住居が多くあり15m以下出来れば10m以下が望ましい地域とおもわれます。


5 今後の活動

中宇治地域で景観を保持し、創生していく区域の発掘を目的にしますが、歴史的な景観を持つ建物は元より、周辺のありふれた日常の生活景観は、なかなか保護されにくく、「住環境の問題」「地域運営の問題」「店舗営業等の問題」など、背後に控えた根本的な問題の解決が浮かび上り、それらと平行して景観地区等の合意にむけての活動が重要です。合意のとりやすい小さな区域から出発、発展していきたいと思っています。

- 1 区域内ウォッチング
- 2 対象区域の選出・検討
- 3 区域(町内会)との意見交換
- 4 区域を主体とした「まちづくり」の意識の啓蒙
- 5 区域を主体とした「まちづくり」の組織化
- 6 景観法・市景観条例・まちづくり条例等を利用した地域協定の合意



守山 基樹（京都大学大学院）

視 点 (どこから)	祇園新橋通り から見る
対 象 (何を、どこを)	祇園新橋西側の景観 について
提案・意見の要旨 景観というのは、単にまちを美しくするだけではなく、きっと広い意味で議論されるべきでしょう。「景観」のなかには、社会的意味、歴史的意味、自然地理としての意味、生物としての人間の好みなど、様々な意味がこめられています。 例えば、下に挙げた写真は祇園新橋の写真ですが、祇園では電線を地中化したり、看板を規制したりすることでよりよい景観をつくっていかうという努力が為されています。 しかし、本当の意味で景観をつくるためにはそれだけでは不十分であり、祇園で長い歴史の中で生活してきた人々や社会の営みが現在どう在るべきかを考えることが大切です。 また、人々の暮らしを反映している景観には、他に棚田などに代表される cultural landscape があり、京都府にはこのような資源が数多く残っています。 このような資源について単なる美顔術ではなく、総合的な意味での景観を考え、その保存修景を考えたいと思います。	
	


末川 協（建築家）

視 点 (どこから)	堀川通 から見る
対 象 (何を、どこを)	一条戻橋付近の景観 について
<p>提案・意見の要旨</p> <p>洛中を流れていた堀川は平安京の遺構ともいえる歴史的、文化的な資産と考えます。特に一条戻橋は多くの伝説舞台にもなり、堀川を語るに欠かせないポイントです。</p> <p>近年、都名所図会にも描かれていた水車小屋の基礎が取り除かれ、手刻みの欄干が新しいものにとり変わってしまいました。人々の記憶にそれらが残っている間に、歴史的な景観が再生されることを望みます。</p> <p>さらに周辺の植栽を活かしながら街路全体での修景計画への展開と堀川の流水が戻ることを期待します。</p> <p>建物や看板など、私有財産としての建築とその外観の社会性についての課題がある一方で、街路や河川などのインフラで都市の歴史的、文化的な景観が維持されるべき課題があると考えます。</p> <p>デザインゲームの手法以前に、京都では景観を守りたいのか、作りたいのか、市民の合意形成を促す議論が広く大きく行われることを望みます。</p> <div data-bbox="221 1346 1372 1736"></div>	

山下 由起子 (京都大学大学院)

視 点 (どこから)	京阪奈学研都市 から見る
対 象 (何を、どこを)	京阪奈学研都市の景観 について
<p>提案・意見の要旨</p> <p>好いところ・・・学研地区からみえる自然、研究所建築物の周辺環境への配慮、外国人を含む学研都市研究員との交流、道端モニュメント、光台の住宅</p> <p>嫌いなところ・・・研究所の一般市民に対しての不透明さ、歴史、文化の軽薄さ、商業施設と、周辺環境のミスマッチ、いわゆる京都市のような人や物の賑わいのなさ、交通設備(バス、バス停、交通機関)の不備</p> <div data-bbox="193 958 780 1312"></div> <p data-bbox="416 1332 549 1368">商業施設</p> <div data-bbox="780 958 1361 1312"></div> <p data-bbox="1027 1332 1126 1368">住宅地</p> <div data-bbox="193 1391 780 1744"></div> <p data-bbox="416 1765 580 1800">光台街並み</p>	

岡本 健吾（京都大学大学院）

視 点 (どこから)	渡月橋 から見る
対 象 (何を、どこを)	嵐山の景観 について
<p>提案・意見の要旨</p> <p>嵐山は、春は桜の名所であり、秋には美しい紅葉で多くの人々を魅了しています。今後、美しい景観として何を残していくかを考えるとき、そういった季節の移ろいを多くの人に感じさせてくれるものが、重要なのではないのでしょうか。嵐山以外でも、鴨川に並ぶ川床や、大文字など、自然物、人工物を問わず、京都にはたくさんのもので残されています。そういったものを後世に残していかなければなりません。</p> <p>また、嵐山は多くの文学、詩歌に登場してきます。先人たちが長い歴史の中で愛してきた、大切にしてきた景観とは何かを知ることにも重要なのではないのでしょうか。</p> 	

和賀 聡（地方公務員）

視 点 (どこから)	和束町大字原山 から見る
対 象 (何を、どこを)	和束町茶畑の景観 について
提案・意見の要旨 <p>京都府南部に位置する和束町は、北に鷲峰山脈、南に笠置山脈に挟まれた山間の町です。面積 64.87 k m²、人口約 5,300 人、主産業は農業で、主に茶が栽培されています。京都の有名ブランド「宇治茶」のほとんどが、実はこの和束町で栽培されているのです。それだけに町内の至る所に茶畑があります。町の中心から離れて、高い場所から町全体を眺めると、茶畑の壮大な風景が広がっています。穏やかな山並みと茶畑と集落が一体となった景色は、まるで大きな箱庭のようです。高い場所に立ってこんな風景を眺めていると、日常生活の喧騒や溜まったストレスが消えてしまい、爽快感を覚えます。</p> <p>茶畑がこんな美しいのは、やはり栽培で日頃人の手が加えられているからです。若者が町を出て高齢化が進み、茶業の後継者がいなくなると、茶畑は荒れて、美しさは減少していくでしょう。そうなると大変寂しいことです。</p> <p>この風景の素晴らしさは、農業振興と大きな関わりがあります。農業の担い手である若者の離村を食い止めるためには暮らしやすい環境を、また農業だけでも生計が立てられるような補助が必要だと思えます。</p>  	

視 点 (どこから)	
対 象 (何を、どこを)	景観に関する保全、形成、整備、規制策等の提案
提案・意見の要旨	
<p>「景観に関する保全、形成、整備、規制策等の提案」</p> <p>1) 現在の景観行政等の一般的問題</p> <p>世界遺産のような、景観対象物（地区）の保存とか指定が、世界遺産の指定の過程にみられるように、今後の保全体制も含めて（と云うより）保全体制そのものについて厳密なチェックを受けているかどうか？</p> <p>景観保全、形成、整備についてはどうか？</p> <p>伝統的建造物（又は建築群）のような景観対象物そのものを区域指定しても、その区域内は一定保全されるとして、問題はその周辺で、その周辺になんらかの有効な規制が無ければ、その本来の景観が破壊される可能性がある。</p> <p>周辺地域の規制はどこまで可能か？</p> <p>近代的な景観として、国立市の駅前通りか？一定の高さ制限が働いて統一的な景観が形成されていたにもかかわらず、社会的な開発エネルギーによる地域の景観破壊を阻止出来ない。地域住民、行政、法体系等</p> <p>これをどうすればよいのか？</p> <p>2) 景観の保全・形成・整備・規制等の計画策定についての提案</p> <p><はじめに> = 概要</p> <p>景観とは字のごとく「景」＝「景色」と「観」＝「見る」と云うことで成り立っている「景観」は「見る」「見られる」の関係で成立するものである。</p> <p>その「見る」「見られる」を「景観の保全等計画策定」の中で位置づけるとすると、「観られる場所（地区）」を「景観の対象地区」として「景観形成（又は保全）地区」とする。（これは今までも指定等されてきている）その「形成地区」の主として外周部の周辺地区を新たに第2次的な地区とし「景観形成（保全）後背地区」を設ける。それに加えて、「景観形成地区」と「後背地区」のその間に「緩衝帯的な景観地区」を設けるものとする。</p> <p>「見られる地区」は今までも当然あったのですが、「見る場所」の位置づけは、今まで都市全体と云うように「鳥の眼」で見ると云うようなことになっていた。そこでここでは、新たに具体的に「観る場所・位置（地区）」を「観る拠点的な場所」と「そのルート（ネットワーク）」を観る視点から位置づけ、形成する整備を計画も含めて策定する必要がある。</p> <p>3) 景観の保全・形成・整備・規制等の計画</p>	

景観の形成地区や保全地区を指定して「景観保全・形成計画」を策定するが、その中に観る側の「見る視点の場所・位置（地区）」を位置づけ体系化することによって、始めて、「見る」「見られる」関係の景観計画が成立するのである。「観る場所・位置（地区）」として、その拠点の場所を、名称をつけるなら「観覧舞台（スポット）」そのルートを「観覧路（ルート）」その両者を連絡し連結して「ネットワーク」を形成する。当然のことであるが「観る場所・位置」が「観られる対象物（地区）」の中になることも多々あることではある。

「見る 見られる」の関係からいって、一定の「見る」位置があると先にのべたが、「見られる」側にしても、「見られてもよい部分」と「見られたくない裏の部分」とがあると考えられる。したがって、「見られる」と云うことは、「景観を形成している部分（景観形成地区）」＝その場所は景観を形づくっていく上で良かれと思われるもの（又は保存）に値するもの（要素）のみを囲い込んでしまいがちであるが、当然、景観形成（又は保全）地区は、一次的な景観形成要素のみの目的的な地区の位置づけは、対象物そのもので、それが無ければ他の地区もありえないことではある。景観形成（又は保全）地区が第一義的に選択指定されなければならない。その一次的な景観形成（保全）地区の外側（周辺部）には二次的な景観形成（保全）地区が「後背地区」として設けられる。

「景観形成（又は保全）地区」には一次的な景観形成（保全）要素のみの景観地区と、その背景となる二次的な景観（地区）がある。二次的景観地区は、「景観要素（資源）」の「バックグラウンドとなる地区」で景観形成の大切な位置づけが必要となる地区である。二次的な景観地区を「景観形成後背地区」（＝景観形成バックグラウンド地区）と名付けるとすると、この地区での開発や整備又は規制（誘導）がどうとられるかによって、その本来の「景観形成（保全）地区」（＝景観対象地区）がどうなるか生きるも、生きないも決まることになる。

もう一点は、先の「見られたくない部分」（裏の部分） 明暗、表裏等正の反対の部分がある 　　そういう部分を取り場所をどう位置づけるか？景観形成（保全）地区（第一次的な景観対象地区）と二次的な「景観形成（保全）後背地区」の間に「緩衝帯のような場所（地区）」を設ける必要がある。その地区で、茶室等に限らないが「屏風」のような役割とか作庭術で使われる「借景」の場所として機能させるような空間として活用させることにより、また「後背地区」のあり方も変わってくることになる。

規制等の内容、方法論については具体的な「形成計画」づくりの中で市民（住民）参加型で考えて行くことになる。